

◆ 普通徴収から特別徴収に切り替える場合（就職や復職など）

大崎市での指定番号を記載してください。過去も含めて大崎市で特別徴収したことがなければ「新規」を○で囲んでください。
新規の場合は納入書の要・不要につ

(様式 2)
替

特別徴収切替届出(依頼)書

(宛先) 宮城県大崎市長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	フリガナ カフシキカイシャマルマルオオサキ	特別徴収義務者 指 定 番 号 納 入 書 の 要 否 ※新規事業所のみ	99999 新規
		名 称 (氏 名) 株式会社〇〇大崎		要 ・ 不 要
		所在地 (住 所) 〒 989-6153 宮城県大崎市古川七日町□-□	担 当 者	係 大崎 花子
令和●年 ●月●●日提出		法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	電 話 0229-23-xxxx	

給 与 所 得 者	フリガナ オオサキ タロウ	生 年 月 日 大 昭 平 ××年 ×月 ××日	年 税 額 (普通徴収税額)	納 付 済 額 (納期限到来分)	特別徴収への切替額
	氏 名 大崎 太郎		①	②	③(①-②)
	住 所 大崎市古川北町〇丁目〇-〇			1 期から 2 期まで	
	通知書番号 12345	徴 収 開 始 年 月 令和●年 11月分から (12月10日納期限分)	48,100 円	24,100 円	24,000 円
	就職年月日 令和●年 9月 1日	受給者番号 12345-9999			

通知書番号は納税義務者宛に送付された「市民税・県民税 税額決定・納税通知書」や「納付書」に記載されています。不明な場合は記載は不要です。

受給者番号は各事業所で設定されるものです。特に設定していない場合または不明な場合は記載は不要です。

必ず給与所得者の納税通知書等を確認のうえ記載してください。
普通徴収の納期限が過ぎた税額及び既に本人が納付した税額については特別徴収に切り替えることができません。

- 2 普通徴収の納期限が過ぎた税額および既納額は、特別徴収にできません。なお、税額等通知書により確認してください。
- 3 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付した「徴収開始年月」は、この届出書が提出された日により変更される場合があります。

特別徴収を開始する年月を記載してください。
なお、大崎市では原則として特別徴収切替届出書を20日までに受付した場合は翌々月分から、20日を過ぎて受付した場合はさらに1カ月後の分から特別徴収への切り替えを行います。
例)9月1日に入社した者を特別徴収に切り替える場合
9月20日までに受付した場合 ⇒ 11月分(12月10日納期限) から特別徴収開始
9月21日以降に受付した場合 ⇒ 12月分(翌年1月10日納期限) から特別徴収開始